

別紙

デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について

令和6年7月1日

総務部 工事検査課

(目的)

第1条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、

被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

(適用)

第2条 富士宮市が発注する建設工事を対象とする。ただし、現場の状況等により適用が困難な場合は監督員と協議し、対象としないことができる。

(対象機器の導入)

第3条 受注者は、工事着手前に監督員へ小黒板情報電子化の実施を選定する旨及び本工事で使用する機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について申し出、書面により提示（施工計画書等にメーカー・ソフト名を記載）をすること。

2 使用機器については、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載されている信憑性確認（改ざん検知機能）を有すること。使用機器の事例として、URL 「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

3 導入に必要な使用機器は、受注者が選定、調達する。

(小黒板の電子的記入)

第4条 受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体

と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準等に示す黒板に記載する項目による。

2 写真帳の作成については、施工方法の順序等を考慮し、電子黒板と従来の黒板が混在してもよい。(別々の写真帳を作る必要は無い。)

(小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品)

第5条 受注者は、第4条に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真を、工事完成時に納品するものとする。

2 受注者は納品時に、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を前項の納品に合わせて監督員に提出するものとする。

3 提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。